

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

規制の名称：(1) 技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設
(2) 技能実習制度における監理団体の許可制の創設
(3) 技能実習制度における技能実習生の保護等の規定の創設
(4) 外国人技能実習機構の創設

規制の区分 **新設** 改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課

評価実施時期：令和5年3月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

(1) 技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設

平成 26、27（2014、2015）年頃（事前評価時点）、技能実習制度について、依然として賃金未払いや長時間労働等の不適正な事例が発生していたことを受けて、国内外の批判も高まる中、「日本再興戦略改訂 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、全体として一貫した国内の管理運用体制を構築すること、新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置を行うこと等の管理監督体制の抜本的な強化が求められており、制度の更なる適正化に向けた措置を講ずる必要があった。

このため、技能実習生が技能実習を通じて確実に技能等の修得等を行うことが重要であるとの観点から、実習実施者において、技能実習生ごとに当該技能実習生の段階に応じた技能実習計画を作成し、認定を受けることとしたほか、技能実習修了時に技能実習生が修得等した技能等について適切に効果測定を行う必要があるとの観点から、実習実施者に、技能検定等の能力評価の方法により、技能実習生が修得等をした技能等の評価を行う義務を負わせることとした。また、行政機関がどこで技能実習が実施されているかを確実に把握するため、認定を受けた実習実施者が技能実習を実施する際の届出を義務付けることとした。

これらの規制により、労働条件等を含め、当該技能実習計画に従わずに技能実習を実施した場合や技能実習生が修得等をした技能等の評価を行わなかった場合には、認定の取消し等の対象と

し、また、実習実施者が技能実習を実施する際の届出を行わなかった場合は、罰則が課せられることになるなど、技能実習制度を利用する事業者等に対して抑止効果を含めて一定の効果を発揮していると考えられる。

(2) 技能実習制度における監理団体の許可制の創設

事前評価時点において、上記(1)同様、制度の更なる適正化に向けた措置を講ずる必要があった。特に、監理団体は通常数多くの実習実施者や技能実習生を抱えており、不適切な行為を行った場合の影響は甚大であるにもかかわらず、監理団体と団体監理型技能実習生との間には直接の雇用関係が存在しないことから、労働法規等の法律に基づく規制が困難な状況にあった。

このため、監理団体に対して法律に基づく規制を行い、不適切な者の排除を確実に行うため、団体監理型技能実習については、監理団体について許可制とし、許可の欠格事由や許可基準、遵守事項、技能実習監理責任者の設置等の確認をするほか、報告徴収・改善命令・許可の取消し等を通じて必要な指導監督権限を行使できるようにした。

これにより、監理事業を行おうとする者は、全て事前に許可を受けることが必要となり、許可を受けなかった場合は監理事業を行うことができず、許可基準等に違反した場合には取消し等の対象とし、許可を受けずに監理事業を行った場合には罰則が課せられることになるなど、不適正な監理団体の排除や技能実習制度を利用する事業者等に対して抑止効果を含めて一定の効果を発揮していると考えられる。

(3) 技能実習制度における技能実習生の保護等の規定の創設

事前評価時点において、上記(1)同様、制度の更なる適正化に向けた措置を講ずる必要があった。特に、技能実習生については、労働基準法等の労働者保護法規や、刑法等により強制労働などから保護されているものの、技能実習制度においては、これらによる保護にもかかわらず、その性質上、技能実習生の意に反した強制労働につながりやすい等との指摘がなされていた。

このため、労働者保護の観点に加えて、「技能実習生の保護」という観点から、必要な規定を設け、現行の国内法による保護のみにとどまらないより一層の保護を図るため、実習実施者や監理団体等に対する禁止行為を設け、これの遵守を義務付けるとともに、技能実習生が法令違反の状況などを相談する申告制度、主務大臣による指導・助言等の技能実習生の保護を図る規定を設けることとした。

これにより、実習実施者や監理団体等が、禁止行為に係る規定に違反した場合や、技能実習生が申告をしたことを理由として、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取扱いをした場合には罰則が課されることになるなど、技能実習制度を利用する事業者等に対して抑止効果を含めて一定の効果を発揮していると考えられ、また、技能実習生の保護体制が一定程度確保されたものと考えられる。

(4) 外国人技能実習機構の創設

事前評価時点において、上記(1)同様、制度の更なる適正化に向けた措置を講ずる必要があった。特に、従来、技能実習制度については、法務省、厚生労働省等の関係省庁においてその所管に応じてそれぞれ関与していたところ、①技能実習に係る様々な専門的知見を有する機関が法務省と厚生労働省の2省の権限にわたる内容について一貫した指導監督を行う管理運用体制を構築し、②主務大臣(法務大臣及び厚生労働大臣)の統制の下で定型的かつ非権力的な事務を機構に行わせることが望ましいとの観点から、新たに外国人技能実習機構(以下「機構」という。)

を設立し、許認可権限については最終的な権限を主務大臣に留保しつつ、その主要な業務を機構が担うこととした。

これにより、監理団体の許可申請、技能実習計画の認定申請、技能実習生からの相談対応等に係る所要の事務手続や、実習実施者及び監理団体に対する実地検査や報告徴収等を行うこととなるなど、同機構において一元的に技能実習制度を運用することが可能となった。

なお、上記（１）から（４）について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や入国制限等もあり、技能実習計画の認定件数及び監理団体の許可件数は一時減少したものの、技能実習生の在留者数は、平成 29 年から令和 3 年末にかけて 274,233 人から 276,123 人と、また、令和 4 年 6 月末は 327,689 人と増加しており、なおも多くの技能実習生が在留していることを踏まえれば、課題を取り巻く社会経済情勢の変化による影響は生じておらず、事前評価時に想定していなかった影響が生じている状況とは認められない。

② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

（１）技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設

事前評価時には、措置が導入されなかった場合のベースラインとして、認定基準等による厳格な審査が行えず、技能実習計画の適正性を担保できないことから、技能実習を通じた技能等の修得等が十分に行えない可能性が想定されていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

（２）技能実習制度における監理団体の許可制の創設

事前評価時には、措置が導入されなかった場合のベースラインとして、監理団体に対して許可基準等による厳格な審査が行えないことから、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図る体制が十分に確保できない可能性が想定されていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

（３）技能実習制度における技能実習生の保護等の規定の創設

事前評価時には、措置が導入されなかった場合のベースラインとして、技能実習生に係る禁止行為規定の違反について、罰則により実効性を担保できないことから、十分な技能実習生の保護が図れない可能性が想定されていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

（４）外国人技能実習機構の創設

事前評価時には、措置が導入されなかった場合のベースラインとして、定型的かつ非権力的な事務についても国の職員が直接実施することとなり、行政組織の肥大化を招くことが想定されていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢の変化による影響は生じておらずベースライ

ンに変化はない。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

- (1) 技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設
- (2) 技能実習制度における監理団体の許可制の創設
- (3) 技能実習制度における技能実習生の保護等の規定の創設
- (4) 外国人技能実習機構の創設

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢の変化による影響又は想定しなかった影響は発現しておらず、事前評価時に想定した必要性に変化はない。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

- (1) 技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設

事前評価時に想定されていた費用は、

- ・ 申請書類の作成や申請に要する手数料等の申請費用… A
- ・ 実習開始の欠格事由や認定基準、技能実習責任者の設置等の基準に適合するための措置に要する費用… B
- ・ 報告徴収・改善命令・認定の取消し等が行われた場合は、その措置のために要する費用… C
- ・ 規定に違反した場合に課せられる罰則… D

である。

事前評価時において、遵守費用を定量化していないため、事後評価時点の算出結果と比較することはできないが、A～Dの費用項目については事前評価後もその想定とかい離はない。

- (2) 技能実習制度における監理団体の許可制の創設

事前評価時に想定されていた費用は、

- ・申請書類の作成や申請に要する手数料等の申請費用…A
- ・許可の欠格事由や許可基準、遵守事項、技能実習監理責任者の設置等の許可基準に適合するための措置に要する費用…B
- ・報告徴収・改善命令・許可の取消し等が行われた場合は、その措置のために要する費用…C
- ・許可を受けずに監理事業を行った場合等に課せられる罰則…D

である。

事前評価時において、遵守費用を定量化していないため、事後評価時点の算出結果と比較することはできないが、A～Dの費用項目については事前評価後もその想定とかい離はない。

(3) 技能実習制度における技能実習生の保護等の規定の創設

事前評価時に想定されていた費用は、実習実施者や監理団体等が、禁止行為に係る規定に違反した場合や、技能実習生が申告をしたことを理由として、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取扱いをした場合に課せられる罰則である。

事前評価時において、遵守費用を定量化していないため、事後評価時点の算出結果と比較することはできないが、費用項目については事前評価後もその想定とかい離はない。

(4) 外国人技能実習機構の創設

規制ではなく組織の設立であることから、想定されていた「遵守費用」は特になく、事前評価後もその想定とかい離はない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

(1) 技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設

事前評価時に想定されていた費用は、

- ・規制の導入を事業者に周知するための費用…A
- ・技能実習計画の認定等を行うに当たっての事務コストや審査等に要する業務費用…B

であり、事前評価時において、行政費用を定量化していないため、事後評価時点の算出結果と比較することはできない。なお、Aについては、行政機関においてホームページへの公表や説明会等の開催により行ったものであり、その費用は軽微であるほか、Bについては機構において行うものであるところ、法務省及び厚生労働省から、機構に対する交付金として、平成29年度から令和3年度にかけて、それぞれ3,496,845千円、3,451,817千円、6,211,412千円、6,291,943千円、6,187,065千円を支出している。

(2) 技能実習制度における監理団体の許可制の創設

事前評価時に想定されていた費用は、

- ・規制の導入を事業者に周知するための費用…A
- ・監理団体の許可等を行うに当たっての事務コストや報告徴収・立入検査等の業務費用…B

であり、事前評価時において、行政費用を定量化していないため、事後評価時点の算出結果と比較することはできない。なお、Aについては、行政機関においてホームページへの公表や説明会等の開催により行ったものであり、その費用は軽微であるほか、Bについては機構において行うものであるところ、法務省及び厚生労働省から、機構に対して、上記（１）のとおり交付金を一括して支出している。

（３）技能実習制度における技能実習生の保護等の規定の創設

事前評価時に想定されていた費用は、

- ・技能実習生の保護を図る規定を履行するに当たっての事務コストや業務に要する費用であり、事前評価時において、行政費用を定量化していないため、事後評価時点の算出結果と比較することはできない。なお、基本的に同事務は機構において行うものであるところ、法務省及び厚生労働省から、機構に対して、上記（１）のとおり交付金を一括して支出している。

（４）外国人技能実習機構の創設

事前評価時に想定されていた費用は、

- ・機構を新設することに伴う施設、設備等に要する費用…A
- ・機構において業務を実施するために必要となる人員に要する費用…B

であり、事前評価時において、行政費用を定量化していないため、事後評価時点の算出結果と比較することはできない。なお、法務省及び厚生労働省から、機構に対して、上記（１）のとおり交付金を一括して支出している。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

（１）技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設

事前評価時には、技能実習計画の認定及び報告徴収、改善命令、認定の取消し等を通じて適切な技能実習を実施させることで、技能実習生が技能実習を通じて確実に技能等の修得等を行うことができるようになることを想定していた。当該措置導入の効果として具体的にどの程度確実に技能等の修得等を行うことができるようになったかを定量的に把握することは困難であるが、技能実習計画の認定件数、実習実施者に対する改善命令の件数及び技能実習計画の取消件数は、平成29年度から令和3年度にかけてそれぞれ以下の表のとおりとなっている。

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 技能実習計画の認定件数 | 63,627 | 389,321 | 366,167 | 256,408 | 171,387 |
| 実習実施者に | 0 | 1 | 2 | 6 | 6 |

| | | | | | |
|-------------|---|-----------|------------|--------------|---------------|
| 対する改善命令件数 | | | | | |
| 技能実習計画の取消件数 | 0 | 8者（151計画） | 23者（244計画） | 77者（1,001計画） | 177者（2,080計画） |

（２）技能実習制度における監理団体の許可制の創設

事前評価時には、監理団体の欠格事由等の確認及び指導監督を通じて不適切な監理団体を排除することで、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図る体制を確保できるようになることを想定していた。当該措置導入の効果として具体的にどの程度技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図る体制を確保できるようになったかを定量的に把握することは困難であるが、監理団体の許可件数、監理団体に対する改善命令の件数及び監理許可の取消件数は、平成 29 年度から令和 3 年度にかけてそれぞれ以下の表のとおりとなっている。

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|----------------|----------|----------|-------|---------|---------|
| 監理団体の許可件数 | 2,034 | 486 | 422 | 434 | 277 |
| 監理団体に対する改善命令件数 | 0 | 0 | 0 | 2 | 10 |
| 監理許可の取消件数 | 0 | 1 | 4 | 13 | 13 |

（３）技能実習制度における技能実習生の保護等の規定の創設

事前評価時には、技能実習生に係る禁止行為規定を遵守させることで、現行の国内法による保護のみにとどまらないより一層の保護を図ることができるとともに、技能実習生による申告に基づき指導・助言や技能実習の継続支援を行うことで、技能実習生の保護を図る体制を確保することができるようになることを想定していた。当該措置導入の効果として具体的にどの程度技能実習生の保護を図る体制を確保できるようになったかを定量的に把握することは困難であるが、機構における母国語相談に寄せられた相談の件数は、平成 29 年度から令和 3 年度にかけてそれぞれ 854 件、2,695 件、7,452 件、13,353 件、23,701 件となっている。

（４）外国人技能実習機構の創設

事前評価時には、2 省の権限にわたる内容について一貫した指導監督を行う管理運用体制を構築し、主務大臣の統制の下で定型的かつ非権力的な事務を機構に担わせることで、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図る体制を構築することができるようになることを想定していた。当該措置導入の効果として具体的にどの程度技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図る体制を構築することができるようになったかを定量的に把握することは困難であるが、機構において実施する技能実習計画の認定や監理団体の予備審査、母国語相談に係る件数はそれぞれ、上記（１）～（３）の件数のとおりであり、加えて、実習実施者及び監理団体に対して機構が行う実地検査の件数は、平成 29 年度から令和 3 年度にかけてそれぞれ以下の表のとおりとな

っている。

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|-----------------|----------|----------|--------|---------|---------|
| 実習実施者に対する実地検査件数 | 5 | 7,886 | 14,970 | 17,308 | 24,105 |
| 監理団体に対する実地検査件数 | 1 | 2,483 | 3,087 | 3,363 | 4,162 |

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

- (1) 技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設
- (2) 技能実習制度における監理団体の許可制の創設
- (3) 技能実習制度における技能実習生の保護等の規定の創設
- (4) 外国人技能実習機構の創設

事前評価時には、上記⑥のとおり効果（便益）を想定しており、本規制の新設及び機構の創設による効果は事前評価時の想定と大きなかい離はないものと考えられるが、その効果を定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化した便益を把握することも困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

- (1) 技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設
- (2) 技能実習制度における監理団体の許可制の創設

(3) 技能実習制度における技能実習生の保護等の規定の創設

(4) 外国人技能実習機構の創設

本規制の新設及び機構の創設による副次的な影響及び波及的な影響は特段見られなかった。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

(1) 技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設

(2) 技能実習制度における監理団体の許可制の創設

(3) 技能実習制度における技能実習生の保護等の規定の創設

(4) 外国人技能実習機構の創設

(1)～(4)の各措置の導入により、遵守費用及び行政費用として一定の費用が生じているが、技能実習計画の認定及び報告徴収、改善命令、認定の取消し等を通じて適切な技能実習を実施させることで、技能実習生が技能実習を通じて効率的に技能等の修得等を行うことができるようになったほか、監理団体の欠格事由等の確認及び指導監督を通じて不適切な監理団体を排除することで、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図る体制を確保できるようになったとともに、技能実習生に係る禁止行為規定を遵守させることで、現行の国内法による保護のみにとどまらないより一層の保護を図ることができるようになった。

また、技能実習生による申告に基づき指導・助言や技能実習の継続支援を行うことで、技能実習生の保護を図る体制を確保することができるようになるなど、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関し効率的な制度運用が実現されるなど効果が発生している。

以上より、(1)～(4)の各措置は、引き続き、継続することが妥当であると考えられる。なお、技能実習制度については、特定技能制度とともに法律の規定による検討の時期に差し掛かっており、令和4年11月22日、内閣官房長官と法務大臣が共同議長を務める「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に有識者会議を開催することが決定されたところ、政府全体で両制度の在り方について議論を進めていくことが予定されている。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書は別紙1のとおり。

規制の事前評価書

| | | | | | | | | |
|-----------------------|---|--|-------|---|--------|---------------|--------|---------|
| 政策の名称 | 技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設 | | 担当部局名 | 入国管理局総務課参事官室 | 作成責任者名 | 参事官 小新井 友厚 | 評価実施時期 | 平成27年3月 |
| 法令案等の名称・関連条項 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案 第8条第1項等関係 | | | | | | | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進という技能実習制度の目的を達成するためには、技能実習生が技能実習を通じて確実に技能等の修得等を行うことが重要であり、そのためには、適切な技能実習が実施されるよう、個々の技能実習生の受入れごとに、実習実施者が、どのような技能等をどのようなカリキュラムで技能実習生に修得等させるかを記載した計画を作成し、その計画に従って技能実習を実施することが必要です。</p> <p>このため、実習実施者（団体監理型の場合は実習実施者が監理団体の指導を受けて作成）は、技能実習生ごとに当該技能実習生の段階に応じた技能実習計画を作成し、当該計画に従えば技能等の修得が可能かなどについて認定を受けることとします。</p> <p>また、技能実習により技能等の修得等を行った技能実習生が、技能実習終了時に技能検定等の能力評価の方法を用いて適切に効果測定を行う必要があることから、技能実習生の技能等の修得等を担う実習実施者に、技能検定等の能力評価の方法により、技能実習生が修得等をした技能等の評価を行う義務を負わせることとします。加えて、行政機関がどこで技能実習が実施されているかを確実に把握するため、認定を受けた実習実施者が技能実習を実施する際の届出を義務付けることとします。これにより、当該技能実習計画に従わずに技能実習を実施した場合や技能実習生が修得等をした技能等の評価を行わなかった場合には、改善命令等の対象となり、また、実習実施者が技能実習を実施する際の届出を行わなかった場合は、罰則が課せられることとなります。</p> | | | | | | | |
| 想定される代替案 | <p>技能実習計画については届出制とし、実習実施者（団体監理型の場合は実習実施者が監理団体の指導を受けて作成）は、技能実習生ごとに当該技能実習生の段階に応じた技能実習計画を作成し、技能実習を実施する際に届け出るものとします。なお、実習実施者が行う技能実習生が修得等をした技能等の評価及び認定を受けた実習実施者が技能実習を実施する際の届出については改正案と同様義務とし、行わなかった場合は改善命令・罰則の対象となります。</p> | | | | | | | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | | | 代替案の場合 | | | | |
| 1 遵守費用 | <p>規制を遵守するために、規制を受ける事業者が、以下の費用を負担することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書類の作成や申請に要する手数料等の申請費用 実習開始の欠格事由や認定基準、技能実習責任者の設置等の基準に適合するための措置に要する費用 報告徴収・改善命令・認定の取消し等が行われた場合は、その措置のために要する費用 規定に違反した場合に課せられる罰則 | | | <p>規制を遵守するために、規制を受ける事業者が、以下の費用を負担することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出書類の作成や送料等の届出費用 欠格事由や遵守事項、技能実習監理責任者の設置等の要件に適合するための措置に要する費用 報告徴収・改善命令等が行われた場合は、その措置のための費用 届出を行わずに技能実習を行った場合等に課せられる罰則 | | | | |
| 2 行政費用 | <p>規制の導入に当たり、国において、以下の費用を要することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 規制の導入を事業者に周知するための費用 技能実習計画の認定等を行うに当たっての事務コストや審査等に要する業務費用 | | | <p>規制の導入に当たり、国において、以下の費用を要することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 規制の導入を事業者に周知するための費用 技能実習計画の届出の受理を行うに当たっての事務コスト等の業務費用 | | | | |
| 3 その他の社会的費用 | その他、社会的費用は発生しないものと考えられます。 | | | その他、社会的費用は発生しないものと考えられます。 | | | | |
| 規制の便益 | 便益の要素 | | | 代替案の場合 | | | | |
| | <p>技能実習計画の認定及び報告徴収、改善命令、認定の取消し等を通じて適切な技能実習を実施させることで、技能実習生が技能実習を通じて確実に技能等の修得等を行うことができるようになります。</p> | | | <p>技能実習計画の届出を通じて、一定程度、適切な技能実習の実施を図ることができますが、認定基準等による厳格な審査が行えず、技能実習計画の適正性を担保できないことから、技能実習を通じた技能等の修得等が十分に行えない可能性があります。</p> | | | | |
| 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等） | <p>代替案においては、技能実習計画の認定等を行うための費用が不要であることから改正案と比較して費用負担は軽いものの、技能実習計画の適正性が十分に担保できないことから、技能実習を通じた確実な技能等の修得という目的を達成するための実効性が担保できないおそれがあります。このため、規制の新設に当たっては改正案の方が望ましいものと考えます。</p> | | | | | | | |
| 有識者の見解その他関連事項 | <p>「日本再興戦略改訂2014」（平成26年6月24日）において、以下のとおり取りまとめられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人技能実習制度の管理監督体制の抜本的強化 技能実習制度については、資金未払いや長時間労働等の不正事象の発生も踏まえ、関係省庁の連携による全体として一貫した国内の管理運用体制の確立、送出国との政府間取り決めの作成、監理団体に対する外部役員設置又は外部監査の義務化、新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置など、管理監督の在り方を年内を目標に見直し、2015年度中の新制度への移行を目指す。 <p>「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書（平成27年1月30日）において、以下のとおり報告されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 技能等の適正な修得等を確保するため、実習の段階に応じ、実習生ごとに技能実習の目標、内容、期間等を記載する技能実習計画を認定制とし、監理団体と実習実施機関が共同して（企業単独型の場合は実習実施機関が）これを作成しなければならないこととすべきである。 | | | | | | | |
| レビューを行う時期又は条件 | <p>本法案の附則において、政府は、この法律の施行後5年を目標として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしています。</p> | | | | | | | |

規制の事前評価書

| | | | | | | | | |
|-----------------------------------|---|--|--------------|---|---------------|---------------|---------------|---------|
| 政策の名称 | 技能実習制度における監理団体の許可制の創設 | | 担当部局名 | 入国管理局総務課参事官室 | 作成責任者名 | 参事官 小新井 友厚 | 評価実施時期 | 平成27年3月 |
| 法令案等の名称・関連条項 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案 第23条第1項等関係 | | | | | | | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>現行制度において、技能実習生は、労働基準法等の労働者保護法規や、刑法等により強制労働などから保護されていますが、監理団体と団体監理型技能実習生との間には直接の雇用関係が存在せず、監理団体については労働法規が適用されにくいことから、法律に基づく確実な規制を行うことが必要な状況にあります。また、監理団体が不適切であった場合には、監理団体は通常数多くの実習実施者や技能実習生を抱えており、その影響が甚大であることから、不適切な者の排除を確実に行うことが必要不可欠です。</p> <p>このため、団体監理型技能実習については、監理団体について許可制とし、許可の欠格事由や許可基準、遵守事項、技能実習監理責任者の設置等の確認をするほか、報告徴収・改善命令・許可の取消し等を通じて必要な指導監督権限を行使できるようになります。</p> <p>これにより、監理事業を行おうとする者は、全て事前に許可を受けることが必要となり、許可を受けなかった場合は監理事業を行うことができず、また、許可を受けずに監理事業を行った場合には罰則が課せられることになります。</p> | | | | | | | |
| 想定される代替案 | 団体監理型技能実習については、監理団体について届出制とし、欠格事由や遵守事項、技能実習監理責任者の設置等の確認をするほか、報告徴収・改善命令等を通じて必要な指導監督権限を行使できるようになります。これにより、監理事業を行おうとする者は、全て事前に届出を行うことが必要となり、届出をしないで監理事業を行った場合には罰則が課せられることになります。 | | | | | | | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | | | 代替案の場合 | | | | |
| 1 遵守費用 | <p>規制を遵守するために、規制を受ける者が、以下の費用を負担することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書類の作成や申請に要する手数料等の申請費用 許可の欠格事由や許可基準、遵守事項、技能実習監理責任者の設置等の許可基準に適合するための措置に要する費用 報告徴収・改善命令・許可の取消し等が行われた場合は、その措置のために要する費用 許可を受けずに監理事業を行った場合等に課せられる罰則 | | | <p>規制を遵守するために、規制を受ける者が、以下の費用を負担することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出書類の作成や送料等の届出費用 欠格事由や遵守事項、技能実習監理責任者の設置等の要件に適合するための措置に要する費用 報告徴収・改善命令等が行われた場合は、その措置のための費用 届出を行わずに監理事業を行った場合等に課せられる罰則 | | | | |
| 2 行政費用 | <p>規制の導入に当たり、国において、以下の費用を要することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 規制の導入を事業者に周知するための費用 監理団体の許可等を行うに当たっての事務コストや報告徴収・立入検査等の業務費用 | | | <p>規制の導入に当たり、国において、以下の費用を要することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 規制の導入を事業者に周知するための費用 監理団体の届出の受理を行うに当たっての事務コストや報告徴収・立入検査等の業務費用 | | | | |
| 3 その他の社会的費用 | その他、社会的費用は発生しないものと考えられます。 | | | その他、社会的費用は発生しないものと考えられます。 | | | | |
| 規制の便益 | 便益の要素 | | | 代替案の場合 | | | | |
| | <p>監理団体の欠格事由等の確認及び指導監督を通じて不適切な監理団体を排除することで、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図る体制を確保できるようになります。</p> | | | <p>監理団体の欠格事由等の確認及び指導監督を通じて、一定程度、不適切な監理団体の排除を行うことができますが、許可基準等による厳格な審査が行えないことから、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図る体制が十分に確保できない可能性があります。</p> | | | | |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | 代替案においては、監理団体について許可等を行うための費用が不要であることから改正案と比較して費用負担は軽いものの、監理事業を行う者に対する規制が十分に及ばず、不適切な監理団体を確実に排除するという目的を達成するための実効性が担保できないおそれがあります。このため、規制の新設に当たっては改正案の方が望ましいものと考えます。 | | | | | | | |
| 有識者の見解その他関連事項 | <p>「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日)において、以下のとおり取りまとめられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人技能実習制度の管理監督体制の技術的強化 技能実習制度については、賃金未払いや長時間労働等の不正事案の発生も踏まえ、関係省庁の連携による全体として一貫した国内の管理運用体制の確立、送出国との政府間取り決めの作成、監理団体に対する外部役員設置又は外部監査の義務化、新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置など、管理監督の在り方を年内を目途に抜本的に見直し、2015年度中の新制度への移行を目指す。 <p>「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書(平成27年1月30日)において、以下のとおり報告されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 監理団体については、人権を侵害する行為、偽変造文書等の行使・提供等の不正行為が見られたことから、新たに許可制とし、報告徴収・改善命令等の必要な指導監督(改善されない場合等、必要に応じて許可を取り消すことを含む。)を行うこととすべきである。 | | | | | | | |
| レビューを行う時期又は条件 | 本法案の附則において、政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしています。 | | | | | | | |

規制の事前評価書

| | | | | | | | |
|---|---|--|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 政策の名称 | 技能実習制度における技能実習生の保護等の規定の創設 | 担当部局名 | 入国管理局総務課参事官室 | 作成責任者名 | 参事官 小新井 友厚 | 評価実施時期 | 平成27年3月 |
| 法令案等の名称・関連条項 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案 第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条関係 | | | | | | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>技能実習生については、労働基準法等の労働者保護法規や、刑法等により強制労働などから保護されていますが、一方で、技能実習については、これらによる保護にもかかわらず、その性質上、技能実習生の意に反した強制労働につながりやすく、強制労働の温床となっているとの指摘が寄せられています。こうした背景を踏まえ、労働者保護とは別の観点である「技能実習生の保護」という観点からの必要な規定を設け、現行の国内法による保護のみに止まらないより一層の保護を図ることとします。具体的には、実習実施者や監理団体等に対する禁止行為を設け、これの遵守を義務付けるとともに、技能実習生による申告、主務大臣による指導・助言等並びに「あっせん及び要請」といった技能実習生の保護を図る規定を設けることとします。これにより、実習実施者や監理団体等が、禁止行為に係る規定に違反した場合や、技能実習生が申告をしたことを理由として、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取扱いをした場合には罰則が課されることとなります。</p> | | | | | | |
| 想定される代替案 | <p>技能実習生について、実習実施者や監理団体等に対する禁止行為を設け、これを努力義務とするとともに、技能実習生による申告、主務大臣による指導・助言等並びに「あっせん及び要請」といった技能実習生の保護を図る規定を設けることとします。これにより、実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役員若しくは職員が、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、技能実習生の意思に反して技能実習を強制等した場合には、指導・助言の対象となりますが、罰則は課せられません。</p> | | | | | | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | | | | | | 代替案の場合 |
| 1 遵守費用 | <p>規制を遵守するために、規制を受ける者が、以下の費用を負担することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習実施者や監理団体等が、禁止行為に係る規定に違反した場合や、技能実習生が申告をしたことを理由として、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取扱いをした場合に課せられる罰則 | <p>規制を遵守するために、規制を受ける者が、以下の費用を負担することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習実施者や監理団体等が、禁止行為に係る規定に違反した場合や、技能実習生が申告をしたことを理由として、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取扱いをした場合に、指導・助言が行われた際にはその措置に要する費用 | | | | | |
| 2 行政費用 | <p>規制の導入に当たり、国において、以下の費用を要することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習生の保護を図る規定を履行するに当たっての事務コストや業務に要する費用 | <p>規制の導入に当たり、国において、以下の費用を要することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習生の保護を図る規定を履行するに当たっての事務コストや業務に要する費用 | | | | | |
| 3 その他の社会的費用 | <p>その他、社会的費用は発生しないものと考えられます。</p> | <p>その他、社会的費用は発生しないものと考えられます。</p> | | | | | |
| 規制の便益 | 便益の要素 | | | | | | 代替案の場合 |
| <p>技能実習生に係る禁止行為規定を遵守させることで、現行の国内法による保護のみに止まらないより一層の保護を図ることができるとともに、技能実習生による申告に基づき指導・助言や技能実習の継続支援を行うことで、技能実習生の保護を図る体制を確保することができるようになります。</p> | | <p>技能実習生による申告に基づき指導・助言や技能実習の継続支援を行うことで、一定程度、技能実習生の保護を図る体制を確保することができますが、技能実習生に係る禁止行為規定の違反について、罰則により実効性を担保できないことから、十分な技能実習生の保護が図れない可能性があります。</p> | | | | | |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | <p>当該規制を導入することに伴い、改正案と代替案のいずれにおいても費用負担が発生しますが、代替案においては、技能実習生に対して不適正な行為を行う実習実施者や監理団体等への規制が十分に及ばず、技能実習生の保護を図る体制を確保するという目的を達成するための実効性が担保できないおそれがあります。このため、規制の新設に当たっては改正案の方が望ましいものと考えます。</p> | | | | | | |
| 有識者の見解その他関連事項 | <p>「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日)において、以下のとおり取りまとめられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人技能実習制度の管理監督体制の技術的強化 技能実習制度については、資金未払いや長時間労働等の不正事案の発生も踏まえ、関係省庁の連携による全体として一貫した国内の管理運用体制の確立、送出国との政府間取り決めの作成、監理団体に対する外部役員設置又は外部監査の義務化、新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置など、管理監督の在り方を年内を目途に抜本的に見直し、2015年度中の新制度への移行を目指す。 <p>「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書(平成27年1月30日)において、以下のとおり報告されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習生が実習実施機関又は監理団体により不適正な行為を受けた場合には、制度管理運用機関に母国語で申告・相談することができる通報窓口を設置するとともに、実習実施機関又は監理団体は、実習生が前記申告を行ったことを理由に、不利益な取扱いをしてはならないこととし、これを担保するための罰則を整備すべきである。 | | | | | | |
| レビューを行う時期又は条件 | <p>本法案の附則において、政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしています。</p> | | | | | | |

規制の事前評価書

| | | | | | | | |
|---|---|--|--------------|---------------|---------------|---------------|---------|
| 政策の名称 | 外国人技能実習機構の創設 | 担当部局名 | 入国管理局総務課参事官室 | 作成責任者名 | 参事官 小新井 友厚 | 評価実施時期 | 平成27年3月 |
| 法令案等の名称・関連条項 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案 第57条等関係 | | | | | | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>技能実習制度については、「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)において、全体として一貫した国内の管理運用体制を構築すること、新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置を行うこと等の管理監督体制の抜本的な強化が求められており、本法において、監理団体の許可や技能実習計画の認定を始めとした規制を設けることとしています。本法に基づく新たな規制に係る権限については、主務大臣(法務大臣及び厚生労働大臣)が行使することとしています。①技能実習に係る様々な専門的知見を有する機関が法務省と厚生労働省の2省の権限にわたる内容について一貫した指導監督を行う管理運用体制を構築し、②主務大臣の統制の下で定型的かつ非権力的な事務を機構に行わせることが望ましいことから、新たに外国人技能実習機構(以下「機構」といいます。)を設立し、許認可権限については最終的な権限を主務大臣に留保しつつ、その主要な業務を機構が担うこととします。</p> <p>これにより、監理団体の許可申請、技能実習計画の認定申請等に係る所要の事務手続を機構に対して行うこととなるとともに、機構が実習実施者及び監理団体に対する報告徴収等を行うこととなります。</p> | | | | | | |
| 想定される代替案 | 監理団体の許可申請、技能実習計画の認定等業務について、全て国において実施することとします。 | | | | | | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案の場合 | | | | | |
| 1 遵守費用 | 遵守費用は発生しないものと考えられます。 | 遵守費用は発生しないものと考えられます。 | | | | | |
| 2 行政費用 | 規制の導入に当たり、国において、以下の費用を要することが考えられます。 ・機構を新設することに伴う施設、設備等に要する費用 ・機構において業務を実施するために必要となる人員に要する費用 | 規制の導入に当たり、国において、以下の費用を要することが考えられます。 ・新たな業務を実施するために必要となるに伴う施設、設備等に要する費用 ・新たな業務を実施するために必要となる人員に要する費用 | | | | | |
| 3 その他の社会的費用 | その他、社会的費用は発生しないものと考えられます。 | その他、社会的費用は発生しないものと考えられます。 | | | | | |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案の場合 | | | | | |
| 2省の権限にわたる内容について一貫した指導監督を行う管理運用体制を構築し、主務大臣の統制の下で定型的かつ非権力的な事務を機構に担わせることで、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図る体制を構築することができます。 | | 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図る体制を構築することができるが、定型的かつ非権力的な事務についても国の職員が直接実施することとなり、行政組織の肥大化を招くこととなります。 | | | | | |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | 当該規制を導入することに伴い、改正案と代替案のいずれにおいても費用負担が発生しますが、新法に基づく事務は、複数の国の行政機関の権限に関わっており、個々の行政機関が分担して実施するよりも、一つの法人に集約して実施する方が効率的と考えられます。また、法務省・厚生労働省の所管に関わる事務を集約した上で、民間の力の活用による業務の効率的な実施を図ることが費用便益の観点からは最も妥当と考えられることから、規制の新設に当たっては改正案の方が望ましいものと考えます。 | | | | | | |
| 有識者の見解その他関連事項 | <p>「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日)において、以下のとおり取りまとめられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人技能実習制度の管理監督体制の抜本的強化 技能実習制度については、賞金未払いや長時間労働等の不正事象の発生も踏まえ、関係省庁の連携による全体として一貫した国内の管理運用体制の確立、送出国との政府間取り決めの作成、監理団体に対する外部役員設置又は外部監査の義務化、新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置など、管理監督の在り方を年内を目途に抜本的に見直し、2015年度中の新制度への移行を目指す。 <p>「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書(平成27年1月30日)において、以下のとおり報告されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 監理団体の許可、監理団体及び実習実施機関への立入検査、報告徴収等の新たな指導監督権限の行使に当たっては、法務省・厚生労働省の2省の所管に関わる事項について一貫した指導監督を行うことが望ましいことから、制度管理運用機関を新設し、これに指導監督に関する事務を行わせるものとすべきである。 | | | | | | |
| レビューを行う時期又は条件 | 本法案の附則において、政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしています。 | | | | | | |

| | 該当箇所 | 委員 | 質問・意見 | 回答 |
|---|--|------|---|--|
| 1 | 1 事前評価時の想定との比較 ①課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無 ③必要性の検証 | 井上委員 | ①において「課題を取り巻く」「想定外の影響の発現の有無」の記載、③において「想定していなかった影響の発現」を踏まえた上で記載をすることになっているが、コロナについての記載が全くなされていない。 ①については、コロナの影響の有無、③についてはコロナを前提にした規制の必要性について明確に記載すべきであると思う。 | ①について、いただいた御意見を踏まえ、事後評価書の記載を修正いたしました。 ③については、①で記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって、課題を取り巻く社会経済情勢の変化による影響又は想定しなかった影響は発現していないものと考えていることから、原案を維持しております。 |
| 2 | 1 事前評価時の想定との比較 ①課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無 | 篠塚委員 | 「(1)規制の事前評価後も、技能実習制度が引き続き利用されている状況や、技能実習生に対する賃金未払い等の不適正な事例がなおも一定数認められており、課題を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、事前評価時に想定していなかった影響が生じている状況は認められない。」とされています。 不適切事例がなおも一定数存在することは、その数字にもよりますが、規制方法が不十分であり、事前規制時に想定していない変化が生じている余地もあるとも、考えられます。この点についての見解を伺いたい。(2)～(4)も同様。 | 不適正事例について、例えば認定取消しの対象となった実習実施者の主要な取消し事由は労働関係法令違反、賃金等の不払となっているところ、これは規制導入前の入管法に基づく主な不正行為と大きく異なっていないことなども踏まえ、事前評価時に想定していなかった影響が生じている状況とは認められないとしております。 「規制方法が不十分」との御指摘について、本規制により認定を取り消された実習実施者は社名や代表者氏名等が公表されるとともに、新規の技能実習生が5年間受入れ停止になるなど、その影響は大きいことから、法令違反に対して一定の抑止効果を果たしているものと考えております。 |
| 3 | 同上(1)技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設 | 篠塚委員 | 技能実習制度における大前提として、技術・技能等の移転に関する送出国別のニーズについて確認できる客観的な調査は、どのようになされ、また公表されていますか。現状は、受入れ国である日本側の枠組みに沿って決められており、随時、移行対象職種・作業が追加されていますが、ニーズがなくなったとして廃止されたものは、技能実習がスタートした1993年以降ありますか？ 移行対象職種・作業の見直しは、どのように透明性を確保しながら実施されていますか。 | 技能実習制度は技能移転による国際協力を制度趣旨としており、送出国に実習ニーズがあること等が職種追加の前提となるため、追加の対象となる職種に係る送出国の実習ニーズの存在を明らかにするため、複数の送出国の中央政府の行政機関が発行した要望書を必要としており、専門家会議やパブリックコメントといった手続を経て職種・作業が追加されています。 なお、技能実習制度が創設された1993年以降、ニーズがなくなったとして廃止された移行対象職種・作業はありません。 |
| 4 | 同上(1)技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設 | 篠塚委員 | 技能実習は、技能等の移転による国際貢献を目的としています。が、外国人技能実習機構によるフォローアップ調査では、技能実習生の過半を占めるベトナムにおいて、仕事に就けていない割合が特に高く、技能等の移転という目的が果たされていないようにも思われる。こうした状況について、どのような改善策が講じられていますか。 | 技能実習生の帰国後の再就職支援については、送出機関の要件において、再就職先のあっせんなどの支援を行う旨を設けており、技能の移転が図られるよう措置を講じていますが、こうした措置が確実になされるよう、更なる周知の必要性等を検討してまいります。 |

| | 該当箇所 | 委員 | 質問・意見 | 回答 |
|---|--------------------------------|------|--|--|
| 5 | 同上(2)技能実習制度における監理団体の許可制の創設 | 篠塚委員 | <p>技能実習生は、妊娠・出産に関して送出国・監理団体・実習実施者など関係機関からさまざまに制約を受けていることが多く、子どもへの対応をめぐる刑事事件に問われているケースもあります。また、無事出産しても、技能実習生には、家族滞在が認められていないため、日本国内での子どもの在留は、極めて不安定なものとなっています。</p> <p>2021年6月の法務省通知では、出生した時点で…在留資格を決定できない場合、「在留期限内に他の在留資格へ変更又は帰国することを誓約させた上で」特定活動6か月を許可する。また、「やむを得ない事情がある場合を除き、原則として在留期間の更新は認めない」ともされています。同通知以降、「やむを得ない事情がある場合」として在留期間を更新されたケースは、何件ありますか。また、「やむを得ない事情がある場合」と認められる主な事情について、在留特別許可などと同様に事例を公表するなど運用の改善を図るべきではないでしょうか。</p> | <p>お尋ねの「「やむを得ない事情がある場合」として在留期間を更新されたケース」については、統計を取っていないため、お答えが困難です。</p> <p>御指摘の「「やむを得ない事情がある場合」と認められる主な事情」の事例公表については、その事情が、申請人により様々であり、個別の状況を踏まえ判断されるものであることから、現時点で事例として公表することは考えておりません。</p> |
| 6 | 同上(3)技能実習制度における技能実習生の保護等の規定の創設 | 篠塚委員 | <p>技能実習では、技能等の修得のため基本的に転職の自由が認められていません。しかし、例外的に、実習実施者の経営上・事業上の都合、技能実習計画の認定取消し、人権侵害行為を受けた場合、労使間の諸問題、対人関係の諸問題等がある場合には、実習先の変更が認められています。このように例外的な実習先の変更(転籍)を認めることは、技能実習制度の健全な運用を確保する上で重要であると考えます。そこで、実習先の変更の状況について、年度別、職種別、男女別、技能実習1号・2号・3号別、また2号から3号への移行時のデータを明らかにしていただきたい。</p> | <p>お尋ねの「実習先の変更の状況」については統計を取っていないため、お答えが困難です。</p> <p>なお、参考となる推計値としては、令和2年度に技能実習生からの入管法第19条の16第1号に基づく活動機関(実習実施者)の移籍に関する届出が提出された件数は約6,700件です。</p> |
| 7 | 同上(3)技能実習制度における技能実習生の保護等の規定の創設 | 篠塚委員 | <p>技能実習生は来日するまでに多額の借金を抱えている場合が多く、こうした債務奴隷的な状況については、国連の人権理事会・複数の人権関連委員会や米国国務省など国際社会からも批判の対象となっています。こうした状況の改善のため、送出国側への働きかけを含め、どのような対策を実施していますか。</p> | <p>技能実習制度においては、現在14か国との間で二国間取決めを作成しており、不当に高額な手数料等を徴収するなどの送出国による不適正な事案を把握した場合には、二国間取決めの枠組みを通じて、相手国に通報して調査を依頼し、その結果に基づき、送出国への指導や認定取消し等を求めています。</p> |

| | 該当箇所 | 委員 | 質問・意見 | 回答 |
|----|---|------|---|--|
| 8 | 1 事前評価時の想定との比較 ② 事前評価時におけるベースラインの検証 | 篠塚委員 | <p>「(1)技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設事前評価時には、措置が導入されなかった場合のベースラインとして、認定基準等による厳格な審査が行えず、技能実習計画の適正性を担保できないことから、技能実習を通じた技能等の修得等が十分に行えない可能性が想定されていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。」とされています。</p> <p>しかし、不適切事例がなおも一定数存在する以上、その数字にもよるが、そもそものベースラインが低すぎた、規制が緩かったという評価もできるのではでしょうか。この点についての見解を伺いたい。(2)～(4)も同様。</p> | <p>御指摘のとおり、不適切事例はなお一定数存在していますが、例えば、外国人技能実習機構においては監理団体に対する1年に1回、実習実施者に対する3年に1回の定期検査やその他臨時検査を行い、技能実習法に則り業務が行われているか確認を行っているところ、法令違反を把握した場合には改善指導や改善勧告を行い、重大悪質な法令違反の場合は、主務省庁において技能実習計画の認定の取消しや監理団体の許可の取消し等の行政処分等を実施しています。こうした規制の導入後、実地検査の件数は規制導入前の約70倍に増加している一方で、受入停止に至る行政処分等の件数については、減少傾向にあることなどを鑑みても、各規制は、重大な法令違反の未然防止に一定の効果を果たしていると考えております。</p> |
| 9 | 1 事前評価時の想定との比較 ③ 必要性の検証 | 篠塚委員 | <p>不適切事例がなおも一定数存在する以上、その数字にもよるが、そもそも必要性の認識が弱かったという評価もできるのではないのでしょうか。この点についての見解を伺いたい。</p> | <p>御指摘のとおり、不適切事例はなお一定数存在していますが、例えば、外国人技能実習機構においては監理団体に対する1年に1回、実習実施者に対する3年に1回の定期検査やその他臨時検査を行い、技能実習法に則り業務が行われているか確認を行っているところ、法令違反を把握した場合には改善指導や改善勧告を行い、重大悪質な法令違反の場合は、主務省庁において技能実習計画の認定の取消しや監理団体の許可の取消し等の行政処分等を実施しています。こうした規制の導入後、実地検査の件数は規制導入前の約70倍に増加している一方で、受入停止に至る行政処分等の件数については、減少傾向にあることなどを鑑みても、各規制は、重大な法令違反の未然防止に一定の効果を果たしていると考えております。</p> |
| 10 | 2 費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握 ⑥ 効果(定量化)の把握 (1)技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設 | 朝日委員 | <p>認定件数は新規に認定された件数の数字でしょうか。それとも複数年度の計画を含む累積の数字でしょうか。もし前者の場合、取消の対象となる、認定された実習計画の母数はどの程度の件数なのでしょう。</p> <p>認定件数が減少しているにもかかわらず、実習実施者に対する改善命令件数や技能実習計画の取り消し件数が増加しているのはどのような理由によるのでしょうか。</p> | <p>認定件数はその年度に新規に認定された件数です。</p> <p>一方、実習認定の取消し等の行政処分等は、当該年度以前に認定された技能実習計画も含めて行うものであるため、ある年度における技能実習計画の新規認定件数と処分等件数の間には必ずしも因果関係はありません。</p> <p>なお、参考までに「認定件数が減少しているにもかかわらず、実習実施者に対する改善命令件数や技能実習計画の取り消し件数が増加している」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度に一時的に認定件数が減少していますが、中長期的に見て実習実施者や技能実習生の数は増加傾向にあります。</p> |

| | 該当箇所 | 委員 | 質問・意見 | 回答 |
|----|--|------|--|---|
| 11 | 2 費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握 ⑥ 効果(定量化)の把握 (2) 技能実習制度における監理団体の許可制の創設 | 朝日委員 | 10の質問と同じですが、許可件数は新規に認定された件数の数字でしょうか。それともその年度に指導監督の対象となる累積の数字でしょうか。もし前者の場合、取消の対象となる、認定された実習計画の母数はどの程度の件数なのでしょうか。 許可件数が減少しているにもかかわらず、監理団体に対する改善命令件数や管理許可の取り消し件数が増加しているのはどのような理由によるのでしょうか。 | 許可件数はその年度に新規に許可された件数です。 一方、監理団体の許可取消し等の行政処分等は、当該年度以前に許可された監理団体も含めて当該年度に現にある監理団体に対して行うものであるため、ある年度における監理団体の新規許可件数と処分等件数の間には必ずしも因果関係はありません。 なお、参考までに「許可件数が減少しているにもかかわらず、監理団体に対する改善命令件数や管理許可の取り消し件数が増加している」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度に一時的に許可件数が減少していますが、中長期的に見て監理団体の数は増加傾向にあります。 |
| 12 | 同上 (3) 技能実習制度における技能実習生の保護等の規定の創設 | 朝日委員 | 母国語相談の件数が増加している点は制度の周知や活用が進んでいるように思われます。一方で、件数の増加が顕著であるため、相談を受ける体制の逼迫や対応の質や効果の点で不足が生じることはないでしょうか。 | 母国語相談窓口は外部業者に委託しているほか、外国人技能実習機構の人員は、令和元年度に、それまでの346名から587名に増員しており、適切な体制を確保するよう努めています。 また、令和4年4月からは指導業務と援助業務を一体的に行うことができるよう、本部及び地方事務所の体制を再編するなど、制度の適正な運用に向けて体制を強化しています。 |
| 13 | 2 費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握 ⑥ 効果(定量化)の把握 (1)、(2) | 井上委員 | (1)において技能実習計画の認定件数が令和3年度に大幅に減少しているが、何ら説明が付されていない。減少理由を記載すべきであると思う。 (2)において監理団体の許可件数が令和3年度に大幅に減少しているが、何ら説明が付されていない。減少理由を記載すべきであると思う。 | 技能実習計画の認定件数と監理団体の許可件数が令和3年度に大幅に減少した背景の1つとして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う入国制限により、技能実習計画の認定申請件数が減少した可能性が考えられますが、明確な理由をお答えすることは困難です。 また、いただいた御意見を踏まえ、事後評価書①の記載を修正いたしました。 ⑥については、①で記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって、課題を取り巻く社会経済情勢の変化による影響又は想定しなかった影響は発現していないものと考えていることから、原案を維持しております。 |
| 14 | 2 費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握 ⑥ 効果(定量化)の把握 (1) 技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設 | 伊藤委員 | 表の技能実習計画の認定件数及び取消件数をみると、令和3年度は平成30～令和2年度に比べ認定件数がかなり減っているのに、取消件数が増えているのはどのような事情によるのか、また実習実施者に改善命令6件はどのような内容なのか、教えていただきたい。 | 認定件数はその年度に新規に認定された件数です。 一方、実習認定の取消し等の行政処分等は、当該年度以前に認定された技能実習計画も含めて行うものであるため、ある年度における技能実習計画の新規認定件数と処分等件数の間には必ずしも因果関係はありません。 改善命令となった6件はいずれも認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことによるものです。 |

| | 該当箇所 | 委員 | 質問・意見 | 回答 |
|----|---------------------------------------|------|---|---|
| 15 | 同上 (2)技能実習制度における監理団体の許可制の創設 | 伊藤委員 | 表の監理団体の許可件数について令和3年度が前年度に比べかなり減った事情と、改善命令10件はどのような内容なのか、教えてください。 | 監理団体の許可件数が令和3年度に大幅に減少した背景の1つとして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う入国制限を受けて入国する技能実習生が減少した結果、実習監理を行う監理団体の申請件数が減少した可能性が考えられますが、明確な理由をお答えすることは困難です。 改善命令となった10件は、傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていなかったことや、事実と異なる監査報告書を外国人技能実習機構に提出したこと、技能実習生からの相談に適切に応じていなかったことによるものなどがあります。 |
| 16 | 2 費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握 ⑥効果(定量化)の把握 | 宮園委員 | 措置の導入とその効果について、評価方法の設定に問題はなかったか？例えば、技能実習計画の認定件数、実習実施者に対する改善命令の件数及び技能実習計画の取消件数が、措置の導入の効果を測定する指標となる | 実習実施者に対する改善命令の件数や実習認定の取消し件数がそのまま措置の導入による効果ではないことから、各措置の導入による効果を定量的に把握することは困難ですが、各規制の影響は小さなものではなく、法令違反等に対する一定の抑止効果を果たしていると考えております。 |